

## 福島県生産活動拡大支援事業交付要綱

(趣旨)

第1条 福島県(以下「県」という。)は、「生産活動拡大支援事業の実施について」(令和3年12月23日障発1223第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別紙「生産活動拡大支援事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響による発注の減少等に伴い生産活動が停滞している就労継続支援事業所に対し、新たな生産活動への転換や、販路開拓、生産活動に係る感染防止対策の強化等を通じて、事業所の生産活動が拡大するよう支援し、そこで働く障害者の賃金・工賃の確保を図ることを目的として、福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で費用を助成する。

(交付の対象及び交付額)

第2条 交付の対象事業所は、実施要綱3(1)に定める県内(中核市を除く。)の就労継続支援事業所とし、補助金は、実施要綱3(2)に定める経費のうち、別表に定める額について、当該就労継続支援事業所を運営する法人(以下「法人」という。)に対して交付するものとする。

なお、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書は、生産活動拡大支援事業補助金に係る交付申請書(第1号様式)によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は次のとおりとする。

- (1) 生産活動拡大支援事業 申請様式(第1号様式別紙)
- (2) 生産活動収入の状況を確認できる書類(財務諸表等)
- (3) その他必要な書類

(消費税及び地方消費税仕入れ控除税額の減額申請等)

第4条 法人は、規則第4条の規定に基づき補助金の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入れ控除額(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方消費税法の規定により仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に交付率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

2 法人は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税額が明らかでない場合には、当該消費税及び地方消費税仕入れ控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第5条 交付の決定には次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業実施計画を変更する場合(軽微な変更を除く。)は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業実施計画を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業実施計画が予定の期間内に完了しない場合又は当該計画の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らねばならない。

(変更の承認の申請)

第6条 規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、生産活動拡大支援事業補助金に係る変更(中止・廃止)承認申請書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。なお、規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、事業に要する経費の20%以内の変更とする。

(申請を取り下げることができる期日)

第7条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定による実績報告は、生産活動拡大支援事業補助金に係る実績報告書(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて、補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日までに行わなければならない。

- (1) 生産活動拡大支援事業 実績報告様式(第3号様式別紙)
- (2) 支出内容がわかる領収書の写し等
- (3) その他必要な書類

(補助金の交付)

第9条 この補助金は、事業完了後に交付する。

(消費税及び地方消費税仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 補助金の交付を受けた法人は、事業完了後に消費税及び地方消費税の仕入控除額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(会計帳簿等の整備等)

第11条 補助金の交付を受けた法人は、補助金以外の経理と明確に区分し、その収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第12条 その他必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年3月7日から施行し、令和3年度の補助金に適用する。

別表

1 対象となる費用	2 助成額	3 対象経費	4 交付率
①新たな生産活動への転換等に要する費用 ②通信販売、宅配、ホームページ制作等新たな販路拡大等に要する費用 ③経営コンサルタント派遣等経営改善に要する費用 ④生産活動を行うために必要な感染防止対策に要する費用	助成額は、①から④の対象となる費用ごとに、実施要綱3（3）による基準額と申請書（第1号様式）による事業所からの申請額とを比較して低い方の額の範囲内で知事が必要と認めた額。  ※複数の事業所を運営する法人においては、1法人当たりの上限を120万円とする。	賃金・報酬、謝金、会議費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、工事請負費、原材料費、その他必要と認める経費	10 / 10